

1. 施設の名称等

施設名称	長崎漁港（長崎地区）尾上町・漁港 環境整備施設用地（おのうえの丘）
所在地	長崎市尾上町

事業所管	水産部	漁港漁場課
課（室）長名	川口 末寿	

総合計画上の位置づけ	基本戦略	2-3	環境変化に対応し、一次産業を活性化する
	施策	2	漁業所得の向上と持続可能な生産体制の整備
	事業群		

2. 施設の概要

設置年月日	平成30年4月1日
設置法令等	長崎県漁港管理条例（昭和35年8月25日）
設置目的	大規模災害時の防災拠点として整備されたものであり、平時は、県民の憩いと賑わいの調和の取れた空間として利活用が図られることを目指している。
利用対象者等	利用対象者：県民及び県外観光客等 利用時間：24時間
施設内容	施設面積 約1.8ha ①緑地（約1.5ha）：芝生広場、緑地内駐車場 ②憩いの広場（約0.3ha）：芝生広場、展望台
施設の利用料金体系	駐車場（普通車のみ）：1台あたり30分につき 8:00～18:00 50円 18:00～8:00 800円まで 施設利用の行為の許可に係るもの 業として写真撮影を行うとき：1件あたり1月につき 6,670円 1件あたり1日につき 500円 業として映画撮影を行うとき：1件あたり1月につき 9,240円 展示会、コンサート等を行うとき：1㎡あたり1日につき 営利）17円、非営利）11円
類似施設の設置状況	九州各県では、本県と同様の施設で指定管理者制度を導入している施設はない

区 分 (単位：千円)	平成29年度 (実績)	平成30年度 (実績)	令和元年度 (実績)	令和2年度 (実績)	令和3年度 (計画)	
	財 源					
国 庫						
その他 ()						
一般財源			27,980	28,648	29,978	29,153
事業費<A>	0	27,980	28,648	29,978	29,153	
内 訳						
管理運営負担金		27,980	28,648	29,978	29,153	
その他 ()						
人件費		797	1,590	1,564	1,570	
合計<C=A+B>	0	28,777	30,238	31,542	30,723	
単位あたりコスト		0	0	0		

(説明) 「利用者一人あたりに要する費用」=C÷(成果指標①利用者数)=C÷197,043

3. 指定管理者の概要

指定管理者の名称等	《所在地》	長崎市松が枝町3番19号			
	《名 称》	長崎緑地公園管理事業協同組合			
	《代表者氏名》	代表理事 赤瀬 憲市			
指定期間	平成30年4月1日	～ 令和5年3月31日			
業 務	①施設の維持・修繕等 ②施設の利用促進				
利用料金制	■ 導入済	未導入	選定方法	■ 公募	非公募

4. 成果指標の達成状況及び管理運営に要した経費等の収支状況

成果指標の達成状況	① 利用者数		(目標値の根拠)		＜令和3年度実施における変更点＞		
	② 施設のイベント利用許可・届出の日数		①②前年度実績以上を目標とする。		新型コロナウイルス感染症の影響が継続しているため、影響があった前年度の実績並とした。		
	③ 施設内での管理瑕疵による事故発事件数		③施設を安全な状態に維持する。				
	実績		平成29年度(実績)	平成30年度(実績)	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(計画)
	単位						
①	a 目標値	人		200,017	205,000	240,500	197,000
	b 実績値	人		200,017	266,821	197,043	
	c 達成率b/a	%		100	130	81	
②	a 目標値	日		46	46	17	33
	b 実績値	日		46	54	33	
	c 達成率b/a	%		100	117	194	
③	a 目標値	件		0	0	0	0
	b 実績値	件		0	0	0	
	c 達成率b/a	%		100	100	100	
指定管理者の収支状況	事業計画 (R2)		平成29年度(実績)	平成30年度(実績)	令和元年度(実績)	令和2年度(実績)	令和3年度(計画)
	(千円)	実績-計画					
利用料金	7,839	525		1,344	7,468	8,364	9,704
県負担金	29,978	0		27,980	28,648	29,978	29,153
その他	45	▲ 19			889	26	92
収入計a	37,862	506	0	29,324	37,005	38,368	38,949
支出b	37,816	▲ 227		29,002	33,981	37,589	38,920
うち人件費	19,435	1,382		13,747	15,499	20,817	20,372
収支a-b	46	733	0	322	3,024	779	29
配置職員数(人)	常勤 5 非常勤 3	常勤 0 非常勤 0	常勤 4 非常勤 3	常勤 4 非常勤 3	常勤 4 非常勤 3	常勤 5 非常勤 3	常勤 5 非常勤 3

5. 令和2年度事業の実施状況・実績の検証

管理運営の状況	計 画		実 績	
	<p>＜指定管理者実施分＞</p> <p>①施設の維持・修繕等</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理、清掃、植栽管理業務について、事業計画に沿って適正に行う。 利用者の行為に関する許可、届出の受理、利用料金の設定、禁止行為に関する監視・指導等を適正に行う。 <p>②施設の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 広報活動、自主事業等を通して、施設の普及・利用の向上に努める。 <p>＜県実施分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者について、月1回の業務報告会等を通じて適正に指導、評価を行う。 	<p>＜指定管理者実施分＞</p> <p>①施設の維持・修繕等</p> <ul style="list-style-type: none"> 施設の維持管理、清掃、植栽管理業務は事業計画に沿って行われ、利用者にとって快適で質の高い状態が保たれた。 利用者の行為に関する許可、届出の受理、利用料金の設定、禁止行為に関する監視・指導等適正に行われた。 <p>②施設の利用促進</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者のホームページなどを通じて広報活動を行い、自主事業等を通して施設の普及・利用の向上に努めた。 <p>＜県実施分＞</p> <ul style="list-style-type: none"> 指定管理者について、月1回の業務報告会等を通じて、適正に指導、評価することが出来た。 		
検 証				
<p>○管理運営業務は、事業計画に沿って適正に実施され、利用者にとって快適で質の高い状態が保たれた。</p> <p>○台風や大雨後の復旧に迅速な対応が出来た。</p> <p>○設備等の点検や清掃、禁止行為の指導等、迅速で適切な対応が実施されており、事故の発生もなく、県民憩いの場としての役割を果たした。</p> <p>○ホームページ開設や自主事業の実施により、施設の利用促進が図られたが、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、外出やイベント開催の自粛、検査場設置などにより利用者が減少となった。</p>				

収支計画・実績

<指定管理者実施分>

(単位：千円)

主な項目	計画	実績	増減理由・収支改善の取り組み等
収入 a	37,862	38,368	
うち利用料金	7,839	8,364	駐車場利用の増
うち県負担金	29,978	29,978	
その他	45	26	
支出 b	37,816	37,589	
うち人件費	19,435	20,817	植栽灌水、新型コロナ検査場設置対応による増
うち維持管理費	10,169	8,974	施設維持費の減
その他	8,212	7,798	
収支 a-b	46	779	

検 証

収入については駐車場利用の増により収入の増に繋がった。
 支出については、台風被害や猛暑による灌水の増、新型コロナ検査場設置による対応人員の増のため人件費が増加したが、施設維持管理費等は経費が減少し計画より支出減となった。収入の範囲内での執行であることから、収支の状況は健全である。

指定管理者制度の導入効果を踏まえた施設の設置目的の達成状況の総合評価

B

(説明)

○指定管理者制度導入により、効率的かつ迅速で効果的な維持管理を行うことができ、県民憩いの場として一定の水準は維持できている。
 ○施設の利用促進については、供用開始から3年目で徐々に認知されてきたと思われるが、新型コロナの影響による外出や施設でのイベント開催の自粛、検査場設置等により、利用者が前年に比べ減少している。

6. 令和3年度事業の実施にあたり見直した内容

内 容

塩害がおきている植栽について、塩害に強いものへの変更を計画している。また、新型コロナの感染拡大防止に留意しつつ、コロナ禍の中で可能な県民の憩いの場、賑わいの創出を検討した。

7. 令和3年度事業の評価

※評価区分 (a : 行われている、b : 一部行われていない、c : 行われていない)

視点	評価	判定理由
・施設の設置目的にあった管理運営が行われているか。	a	利用者サービスの向上や適正な管理に組み、施設の補修についても迅速に対応している。
・住民の公平かつ平等な利用の確保が行われているか。	a	利用の調整について、業務報告会等で協議を行うなど、公平かつ平等な利用を確保している。
・利用者に質の高いサービスの提供が行われているか。	a	利用者アンケート等を通じ、利用者の意見を踏まえ、質の高いサービスの提供に努めている。
・施設・設備の維持管理は適切に行われているか。	a	樹木・芝生・花壇その他施設・設備の維持管理について適切に行われている。
・収入の確保に向けた取り組みが行われているか。	a	他施設の状況を踏まえた利用料金を設定のうえ、収入の確保に努めている。
・経費節減に向けた取り組みが行われているか。	a	管理コストの縮減に努めながら業務を行い、施設の維持管理の充実が図られている。
(その他の観点) ○広く県民に認知されるよう、ホームページの充実や個別にイベント誘致や施設利用の呼びかけを行うなど広報活動を工夫することにより、さらなる利用の促進を図っている。		

指定管理者の行う管理運営等に関する評価

		視点	評価	理由	
施設の在り方についての評価	必要性	・県民ニーズに照らして、事業の必要性が薄れていないか。	■ a. 薄れていない b. 一部薄れている c. 薄れている	県民や観光客の憩いの場として、また、イベント等の交流の場として、徐々にニーズは高まってきている。	
		・事業を取りまく環境、経済情勢などの変化に適應しているか。	■ a. 適應している b. 一部適應していない c. 適應していない	コロナウイルスについては、消毒液の設置や施設の消毒作業の実施、検査場設置への対応など行っている。	
		・市町または民間に移管・移譲することが適当（可能）ではないか。	■ a. 適当（可能）でない b. 一部適当（可能）でない c. 適当（可能）である	有事の際の防災拠点としての機能も持っていることから、移管・委譲は適当ではない。	
	効率性	・県の負担や業務量に見合った活動結果が得られているか。	■ a. 得られている b. 一部得られている c. 得られていない	指定管理者のコスト削減努力により、県は最小限の負担により、適切な維持管理を実現している。	
		・指定管理者制度以外で、同一の県負担や業務量でより大きな活動結果が得られる手法に代えられないか。	■ a. 代えられない b. 一部代えられない c. 代えられる	直営管理や管理委託では現在のようなコスト縮減と維持管理は実現できない。	
	有効性	・指定管理者制度は、施設の設置目的の達成に十分寄与する手法となっているか。	■ a. なっている b. 一部なっていない c. なっていない	設置目的に合致した適切な管理運営がなされている。	
		・事業効果をさらに上げる余地はないか。	■ a. 余地はない b. 一部余地がある c. 余地がある	情報発信及び自主事業の見直し等により、コロナ禍の中でもさらなる利用・普及の向上に努め、憩いの場としての定着を図る。	
	(その他の観点)				

8. 令和4年度事業の実施に向けた方向性

区分	現状維持	■ 改善	移管	廃止
(説明：令和4年度事業の実施に向けた方向性の理由・見直しの内容)				
憩いの場としての定着が図られるよう、引き続き効果的・効率的な事業実施に努めるとともに、コロナ禍の継続、及び収束を見越して、さらなる賑わいの創出に向けて自主事業の見直しやイベント誘致等に努めるよう指導を行う。				